

令和6年9月13日時点

健康保険証の廃止等について

- 1 健康保険証の廃止について
- 2 資格確認書について
- 3 資格情報のお知らせについて
- 4 スケジュールについて
- 5 その他について

※ 本資料は令和6年9月13日時点の情報を基に作成しています。
まだ未確定なことから今後変更になる場合もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

測量地質健康保険組合

1. 健康保険証の廃止について

【健康保険証の廃止】

令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が廃止されます。

発行済の健康保険証は令和7年12月1日まで使用できますが、**令和7年12月2日以降は現行の健康保険証は使用できなくなります。**

【マイナ保険証への移行】

今後はマイナ保険証で医療機関に受診することが基本になります。

マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証利用登録をしたものです。

マイナンバーカードを取得後、スマホによる「マイナポータル」サイト等から健康保険証利用登録ができます。

【マイナ保険証のメリット】

就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として利用できます。

本人が同意すれば、医師と健診情報や薬剤情報を共有でき、より良い医療が受けられます。

マイナポータルで自身の健診情報や薬剤情報・医療費を閲覧できます。

マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできます。

窓口での書類（限度額適用認定証等）の提示が不要になります。

【マイナ保険証で受診できる場所】

9割以上の医療機関・薬局等で受診可能です。

右のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局等で使えます。

また、厚生労働省ホームページで受診できる医療機関・薬局等一覧が公開されています。



2. 資格確認書について

【概要】

マイナ保険証を持っていない方に交付します。

資格確認書を提示すれば医療機関等に受診できます。

【交付について】

- (1) 令和6年12月1日以前に当組合に加入された方（現行の保険証を持っている方）には令和7年10月頃に一括交付します。なお、申請は不要です。
- (2) 令和6年12月2日以降に当組合に加入された方（現行の保険証を持っていない方）には随時交付します。

なお、資格確認書の「要・不要」を確認するため、資格取得届と被扶養者（異動）届の様式を変更する予定です。

【返却について】

資格喪失（退職等）した場合には事業所経由で返却してください。

なお、有効期限が切れた資格確認書の返却は必要ありません。各個人で破棄してください。

資格確認書の形状・記載事項は次の予定です。
(変更になる場合があります。)

健康保険資格確認書	
本人（被保険者）	
_____年 月 日 交付	
記号	番号 (枝番)
氏名	
性別	
生年月日	_____年 月 日
資格取得年月日	_____年 月 日
一部負担金の割合 発効年月日	割 _____年 月 日
有効期限	
保険者番号	_____
保険者名称	
保険者所在地	

印

大きさ	ハガキ型
材質	紙
色	白黒
記載事項	上記の項目
有効期限	3年程度

3. 資格情報のお知らせについて

【概要】

マイナンバーに紐づけされた資格情報を確認していただくためのお知らせです。

なお、マイナンバーカード、マイナ保険証の所持如何にかかわらず、全ての方の資格情報がマイナンバーに紐づけされています。

下部にカード型に切り取れる箇所がありますので、医療機関等にカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えない時には「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示していただくこと受診できます。

ただし、「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等に受診できません。

【交付について】

- (1) 令和6年9月21日以前の加入者には、令和6年10月下旬に交付します。
- (2) 令和6年9月22日～令和6年12月1日の加入者には、令和6年12月下旬～令和7年1月中旬に交付します。
- (3) 令和6年12月2日以降の加入者には、随時交付します。

(ただし、資格確認書を交付した方には、資格確認書に資格情報が記載されているため「資格情報のお知らせ」は交付しません。)

【返却について】

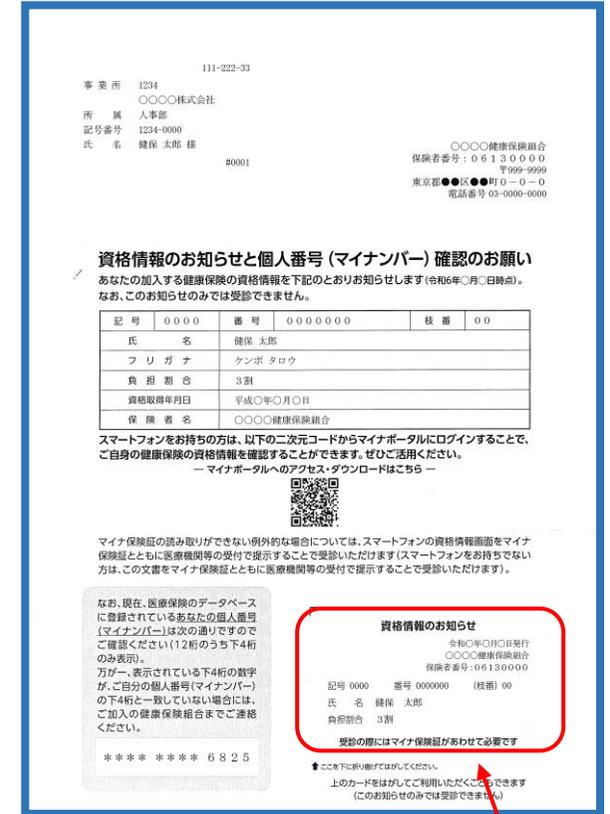
資格喪失（退職等）した場合でも「資格情報のお知らせ」の返却は不要です。

【その他】

「資格情報のお知らせ」を確認いただいた結果、記載事項に相違があった場合、またはその後に変更があった場合には、氏名変更（訂正）届等を事業所経由で提出してください。記録を訂正し、「資格情報のお知らせ」を再交付します。

なお、マイナポータルからご自身のスマホに「医療保険の資格情報（PDFファイル）」をダウンロードすることができ、この画面の提示で「資格情報のお知らせ」に代えることができます。

資格情報のお知らせの形状・記載事項は次の予定です。
(変更になる場合があります。)



カード型に切り取れます

大きさ	A 4
材質	紙
色	白黒
記載事項	上記の項目

4. スケジュールについて

区 分		令和6年		令和7年			令和8年	
		～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月～
① 保険証 〔基本的には マイナ保険証 に切り替え〕	①-1 R6年12月1日 以前の加入者	令和6年12月1日以前に交付した保険証は、 令和7年12月1日まで使用可。						
	①-2 R6年12月2日 以降の加入者	保険証は交付しない。 (基本的にはマイナ保険証で受診。マイナ保険証を持っていない方には「②資格確認書」を交付。)						
② 資格確認書 〔マイナ保険証 を持っていない 方に交付〕	②-1 R6年12月1日 以前の加入者	マイナ保険証を持っていない方が保険証を紛失等した場合に、交付申請に基づき資格確認書を交付。(保険証は再交付不可)			保険証が令和7年12月1日まで使用可のため、マイナ保険証を持っていない方には令和7年10月頃に一括交付。			
	②-2 R6年12月2日 以降の加入者	資格取得届や被扶養者(異動)届に資格確認書の交付希望欄を設け、資格確認書の交付を希望する方に対して、新規加入時に随時交付。						
③ 資格情報の お知らせ 〔自身の資格 情報を確認〕	③-1 R6年9月21日 以前の加入者	令和6年10月下旬に一括交付。						
	③-2 R6年9月22日 ～12月1日 の加入者	令和6年12月下旬～1月中旬に一括交付。						
	③-3 R6年12月2日 以降の加入者	随時交付。ただし「②資格確認書」を交付した方については「資格情報のお知らせ」は交付しない。						

5. その他について

【高齢受給者証について】 . . . **70～74歳の方に交付する医療費負担割合（2割または3割）が表示された証書**です。

- **マイナ保険証を持っている方**には高齢受給者証は交付しません。マイナ保険証の機能に含まれています。
- **マイナ保険証を持っていない方**（資格確認書を発行した方）には高齢受給者証を交付します。なお、申請は不要です。

ただし、**現行の保険証を持っている方には上記に関わらず令和7年12月1日までは高齢受給者証を交付**します。

資格喪失（退職等）した場合には事業所を通じて「高齢受給者証」を返却してください。

【限度額適用認定証について】 . . . 入院等により医療費が高額にかかる時などに医療機関に提示すると高額療養費制度に基づいた限度額までの支払いになります。

その**限度額の区分が表示された証書**です。（医療機関での窓口支払額が軽減されます。）

限度額適用認定申請書の提出に基づき交付します。

- **マイナ保険証を持っている方**は基本的には申請不要です。マイナ保険証の機能に含まれています。
- **マイナ保険証を持っていない方**（資格確認書を発行した方）で医療費が高額にかかる時などは申請いただくと交付します。

なお、マイナ保険証を持っている方でも、マイナ保険証が利用できない医療機関に受診する時には申請いただくと交付します。